

令和8年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 被曝放射線量測定検査業務(令和8~12年度)契約書(案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「甲」という。)と●●●●●●(以下「乙」という。)との間に、被曝放射線量測定検査業務(以下「測定検査業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲の放射線作業に従事する職員の作業中に受けた放射線量を正確に管理し、放射線障害を防止するため、測定検査業務を第4条で定める単価で乙に発注し、乙は、これを受注する。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする(本契約期間内に測定した測定検査バッジについて、本契約終了後甲が測定を求めた場合、3ヵ月以内であれば乙は対応することとし、当該測定等にかかる費用は第5条に定めるとおりとする)。

(発注及び測定結果の報告)

第3条 甲は、甲が必要とする測定検査バッジの数量を乙に申し出、乙はその数量を甲に送付するものとする。

- 2 甲は、測定検査バッジを1か月間使用した後、速やかに乙に返送するものとする。
- 3 乙は、返送された測定検査バッジを速やかに測定し、その結果を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、測定検査バッジの使用期限終了までに次回分の測定検査バッジを装着可能な状態にして甲に送付するものとする。

(手数料及び支払方法)

第4条 測定検査業務に係る費用(以下「手数料」という。)の単価は次表のとおりとし、甲は、測定検査業務を処理した数量に次の単価を乗じて得た額に消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を加算した額を支払うものとする。

種類	規格	契約単価
広範囲	S G タイプ(広範囲 X・γ、β線測定用)	●●●円/個
熱・高速中性子	K G タイプ(熱・高速中性子 X・γ、β線測定用、中性子線測定用)	●●●円/個
手指用	手指用 X・γ 又は β 線測定用	●●●円/個
水晶体用	水晶体用 X・γ・β 線測定用	●●●円/個

- 2 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算する。
- 3 乙は、四半期ごとに測定検査業務の実績を取りまとめ、その手数料を次の四半期の最初の月の10日までに甲に請求するものとし、甲は、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(費用負担)

第5条 測定検査バッジ及び測定結果報告書等の送料は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、測定検査業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(申出義務)

第8条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、この契約の全部又は一部が履行できない事由が発生したときは、書面により速やかに甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙は、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、10日前までにその相手方に申し出なければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約の締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (5) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をい

う。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲は、正当な理由により測定検査業務を発注する必要がなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(遺失時の請求)

第 11 条 乙は、使用期間終了より 7 ヶ月を経過しても甲より返却されない測定器を未返却測定器として取扱い、弁済費用として、ルミネスバッジ SG タイプ●●●円、ルミネスバッジ KG タイプ●●●円、ビジョンバッジ及びリングバッジ●●●円（いずれも税抜）の請求を甲に提出できるものとする。

2 甲は前項により適切な請求書を受理した時は、受理後 30 日以内にその代金を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第 12 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が測定検査業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第 10 条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第 10 条第 1 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(合意管轄)

第 13 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 14 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

静岡県静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号

(甲) 地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 坂本 喜三郎

(乙)

●●●●●●●●●
●●●●●●●●●
●●●●●●●●●

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託

受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。